第一條　本會は勞友協會と稱す

第二條　本會は勞働者の思想の向上と日常必要なる智識の啓發とを圖り市民的地位の確立を期し和親を進めて產業の平和を得る事を目的とす

第三條　本會は前條の目的を達する爲左の事業を營む

一　勞働者の思想の向上を圖る事

二　勞働者の智識の啓發を圖る事

三　勞働者の地位の確立を圖る事

四　勞働者の和親を進める事

五　勞働爭議の調停を爲す事

六　勞働者の福利增進を圖る事

七　勞働者の貯蓄奬勵を爲す事

八　勞働者の共濟を圖る事

九　勞働者の住宅改善を圖る事

十　勞働者の子弟教育を圖る事

十一　勞働者の娛樂を圖る事

十二　勞働者の保健を圖る事

十三　勞働者の救護を圖る事

十四　勞働者の職業紹介を爲す事

十五　勞働者の法律相談を爲す事

十六　勞働者の爲に公益を圖る事

十七　勞働者の爲に必要なる支部を設くる事

十八　勞働者の爲に必要なる出張所を設くる事

十九　勞働者の爲に必要なる病院を設くる事

二十　勞働者の爲に必要なる學校を設くる事

二十一　勞働者の爲に必要なる圖書館を設くる事

二十二　勞働者の爲に必要なる講演會を開く事

二十三　勞働者の爲に必要なる新聞雜誌を發行する事

二十四　勞働者の爲に必要なる印刷所を設くる事

二十五　勞働者の爲に必要なる物品販賣所を設くる事

二十六　勞働者の爲に必要なる會館を設くる事

二十七　勞働者の爲に必要なる運動場を設くる事

二十八　勞働者の爲に必要なる娛樂場を設くる事

二十九　勞働者の爲に必要なる其他の事業を營む事

第四條　本會は勞働者の團結を以て組織す

第五條　本會は左の役員を置く

會長　一名

副會長　二名

理事　若干名

評議員　若干名

幹事　若干名

書記　若干名

第六條　本會の役員は會員の中より選擧す但評議員中より選擧する理事の數は評議員總數の三分の一以内とし幹事及書記は會員の中より會長之を任命す

第七條　會長は本會を代表し會務を總理す會長に事故あるときは副會長之を代理す

第八條　理事は會長を補佐し會務を處理す

第九條　評議員は評議會を組織し重要なる會務を評決す

第十條　會長は理事會及評議會を召集し其議長となる

第十一條　會長副會長理事及評議員の任期は二年とす但再選を妨げず

第十二條　會長副會長理事及評議員は名譽職とす

第十三條　本會に顧問若干名を置くことを得

第十四條　顧問は會長の諮問に應ず

第十五條　本會に相談役若干名を置くことを得

第十六條　相談役は會長の諮問に應ず

第十七條　本會に左の委員を置く

一　庶務委員

二　會計委員

三　編輯委員

四　調査委員

五　教育委員

六　娛樂委員

七　救護委員

八　職業紹介委員

第十八條　委員は會員の中より會長之を指名す

第十九條　委員は會長の命を受け其擔當事務を處理す

第二十條　委員の任期は一年とす但再選を妨げず

第二十一條　委員は名譽職とす

第二十二條　本會に幹事若干名書記若干名を置く

第二十三條　幹事は會長の命を受け庶務會計其他の事務を處理す

第二十四條　書記は幹事の指揮を受け庶務會計其他の事務に從事す

第二十五條　幹事及書記は會員の中より會長之を任命す但必要なる場合には會員以外の者を任命することを得

第二十六條　本會に支部を置くことを得

第二十七條　支部に支部理事若干名を置く

支部理事は會員の中より選擧し支部の事務を處理す

第二十八條　支部に支部長一名を置く

支部長は支部理事の中より選擧し支部の事務を總理し支部を代表す

第二十九條　支部に支部會計一名を置く

支部會計は支部の會計事務を處理す

第三十條　支部に支部幹事若干名を置くことを得

支部幹事は支部の庶務を處理す

第三十一條　支部役員は支部會員の中より選擧し其任期は二年とす但再選を妨げず

第三十二條　支部役員は名譽職とす

第三十三條　支部は其經費を支辨する爲會員より會費を徵收することを得

第三十四條　支部は其經費の豫算及決算を本會に報告し其承認を受くることを要す

第三十五條　支部は其事業の施行に關し本會の指揮を受くることを要す

第三十六條　本會は支部の事業の施行に關し支部に對し監督上必要なる命令を發することを得

第三十七條　本會は支部の會計に關し必要なる檢査を爲すことを得

第三十八條　本會は支部の會計に關し必要なる報告を求むることを得

第三十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算を變更することを得

第四十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其決算を變更することを得

第四十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第四十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第四十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第四十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第四十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第四十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第四十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第四十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第四十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第五十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第五十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第五十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第五十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第五十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第五十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第五十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第五十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第五十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第五十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第六十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第六十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第六十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第六十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第六十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第六十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第六十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第六十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第六十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第六十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第七十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第七十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第七十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第七十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第七十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第七十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第七十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第七十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第七十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第七十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第八十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第八十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第八十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第八十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第八十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第八十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第八十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第八十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第八十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第八十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第九十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第九十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第九十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第九十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第九十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第九十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第九十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第九十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第九十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第九十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百二十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百二十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百二十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百二十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百二十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百二十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百二十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百二十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百二十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百二十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百三十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百三十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百三十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百三十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百三十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百三十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百三十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百三十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百三十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百三十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百四十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百四十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百四十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百四十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百四十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百四十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百四十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百四十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百四十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百四十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百五十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百五十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百五十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百五十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百五十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百五十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百五十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百五十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百五十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百五十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百六十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百六十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百六十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百六十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百六十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百六十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百六十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百六十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百六十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百六十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百七十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百七十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百七十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百七十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百七十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百七十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百七十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百七十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百七十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百七十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百八十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百八十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百八十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百八十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百八十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百八十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百八十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百八十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百八十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百八十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百九十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百九十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百九十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百九十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百九十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百九十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百九十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百九十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百九十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第百九十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百二十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百二十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百二十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百二十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百二十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百二十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百二十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百二十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百二十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百二十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百三十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百三十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百三十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百三十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百三十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百三十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百三十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百三十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百三十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百三十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百四十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百四十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百四十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百四十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百四十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百四十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百四十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百四十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百四十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百四十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百五十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百五十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百五十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百五十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百五十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百五十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百五十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百五十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百五十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百五十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百六十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百六十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百六十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百六十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百六十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百六十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百六十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百六十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百六十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百六十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百七十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百七十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百七十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百七十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百七十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百七十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百七十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百七十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百七十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百七十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百八十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百八十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百八十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百八十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百八十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百八十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百八十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百八十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百八十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百八十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百九十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百九十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百九十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百九十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百九十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百九十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百九十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百九十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百九十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第二百九十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百二十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百二十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百二十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百二十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百二十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百二十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百二十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百二十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百二十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百二十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百三十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百三十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百三十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百三十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百三十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百三十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百三十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百三十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百三十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百三十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百四十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百四十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百四十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百四十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百四十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百四十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百四十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百四十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百四十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百四十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百五十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百五十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百五十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百五十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百五十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百五十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百五十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百五十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百五十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百五十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百六十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百六十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百六十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百六十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百六十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百六十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百六十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百六十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百六十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百六十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百七十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百七十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百七十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百七十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百七十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百七十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百七十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百七十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百七十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百七十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百八十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百八十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百八十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百八十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百八十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百八十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百八十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百八十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百八十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百八十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百九十條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百九十一條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百九十二條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百九十三條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百九十四條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百九十五條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百九十六條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百九十七條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百九十八條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第三百九十九條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第四百條　本會は支部の會計に關し必要なる場合には其豫算及決算を變更することを得

第四百